

# 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる 新たな法律の早期制定を求める要望意見書

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史があります。

平成20年の衆参両院における、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議の全会一致での可決を受け、政府は、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところです。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要があります。

よって、国及び関係機関におかれましては、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長